

[事案 23-51] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 1 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

積立利率変動型終身保険（ドル建て）、終身医療保険、終身ガン保険につき、募集人の不適切な説明または不適切な募集を理由に、保険契約の取消と払込保険料の返還を求めて申立があったもの。

<申立人の主張>

以下の理由から、申立契約を取消して、保険料を返還してほしい。

- ・ 募集人から他社の変額個人年金保険で生じていた損失を、当社の保険で補填すると言われた（主張 1）。
- ・ 為替リスクについては、「ドルが弱くなって、この保険が危うくなるような状況になれば、それは世界経済が破綻するに等しいから、そのようなことは、まずないので、為替のリスクは考えなくて良い」と説明され、十分な説明がなかった（主張 2）。
- ・ 募集人は、当該保険会社の元社員が説明したとおりだとして、簡単な説明しかしなかった（主張 3）。等
- ・ 契約当時、他社保険で損失が生じていた申立人の財産状況に照らし、適合性の原則に反する（主張 4）。等

<保険会社の主張>

申込書類は申立人本人が自署捺印し、申立人自身による保険料振込がなされていること、募集人への事情確認など当社における調査の結果、募集人の不適切募集の事実は認められなかったことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、申立内容を認める理由となる事実は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

1. 前提事実

- (1) 申立人は、損失が生じている他社の変額個人年保険について募集時にリスクの説明がなされていなかったとして、他社に苦情を申出していたことから、募集人の後輩である元社員を通じて、他社で加入していた保険の切替えを依頼した。
- (2) 募集人は、元社員から渡された他社保険の資料に基づき作成した申立契約の設計書を元社員に渡し、元社員は、申立人に他社の保険と比較して内容の説明をした。
- (3) 募集人は、申立人に対し、申立人の父親と元社員が同席のもと、申立契約の説明を 20 分ほど行い、父親が退席した後再び申立契約の説明をした。
- (4) 終身保険については、保険料を 4 年分前納する内容で提案されたが、申立人より申

出があったことから、申込書を作成し直し1年分のみの支払で申込みがなされた。

(5) 申立人は、契約時30歳台の行政書士であり、募集人の説明または設計書等の理解能力は十分に有していた。

2. 裁定審査会の判断

(1) 主張1について

募集人は事情聴取において、申立人の主張する発言はしていない旨を陳述し、申立人の陳述の他に、その主張を認めるに足りる証拠は見当たらないので、募集人が主張1の発言をしたと認めることはできない。

(2) 主張2について

申立人は、申立契約が為替リスクのある商品であることは理解したが、募集人の発言で、現実にリスクはないと理解した旨を陳述し、これに対し、募集人は、申立人が主張する発言をしたことは争う旨を陳述している。申立人の陳述の他に、その主張を認めるに足りる証拠は見当たらないので、募集人が主張2の発言をしたと認めることはできない。

(3) 主張3について

申立人は、保険の切替えに際し、元社員を信頼し判断を委ねていた旨陳述するが、その上で、全体で70分から80分かけて、募集人から申立契約の説明を受け、申込書類の作成がなされており、募集人による説明が不十分であったと認めることはできない。

(4) 主張4について

申立人の意向で、保険料を年払いにしており、保険料の支払方法を自らの収入状況から判断していることが認められ、他社の商品で損失を出していることをもって、直ちに、申立契約の勧誘が適合性の原則に反するとはいえない。